

NO. 24

発行日 2005年8月

改定日 2010年3月

被牽引自動車「自動車点検・分解整備記録簿」の使用について

当会が発行する被牽引自動車専用の点検・分解整備記録簿には、法定点検項目のほか各装置の性能を維持するために必要な「点検箇所」、「点検内容」、「点検整備時期」が記載されております。また、激しい使われ方（シビアコンディション）の定義なども追加記載されております。被牽引自動車専用の点検・分解整備記録簿を是非ご利用下さい。

1. 推奨する点検整備記録簿

自動車点検整備記録簿

被牽引自動車



●被牽引自動車

- 自動車運送事業の用に供する自動車のうち牽引される自動車
- 車総重量 8 トン以上の自家用自動車のうち牽引される自動車

※平成19年 4月 1日 日から事業用自動車等のうち、被牽引自動車の点検項目を分離し立させ。

●点検整備実施上の注意

1. メーカー指定項目（C）及び、△印についてはユーザーへ重要性を十分説明の上、ご了承を得てから実施すること。
2. 点検整備整備記録簿は、実施する定期点検整備の点検時期を上部（□□ヶ月定期点検整備）欄の□に 1又は3又は12と記入して使用するもの。
3. 1シート（2枚）の2には、必ず平数を使用すること。
4. 本整備記録簿の点検項目は、標準的な使われ方を前提としたものであり、走行距離が多い、未舗装路での運行が多い等、厳しい条件で使用（シビコンディション）された場合及び長年（5年以上）使用し続けた場合は、法定点検に加え追加的な点検及び、交換すべき内容をメーカーが指定しています。

ハイブードディーゼル、トラクターの走行距離計、目録等により走行距離等を確認し、シビコンディションの該当車両については、メーカーの指定に従って下さい。

社団法人 日本自動車車体工業会 推奨

表紙

裏表紙

[illegible]

分解整備記録簿：工場用及び使用者用の2枚1セット

2. 入手方法

各トレーラメーカーで販売しておりますので、最寄の各トレーラメーカーの支店・営業所にお申し付けください。

被牽引自動車「自動車点検・分解整備記録簿」の使用について

3. 使用上の留意点

- 該当しない装置・点検箇所・点検内容は、結果の欄に「/」を記載する。(以下に例を示します。)
 ・セミトレーラ点検に使用する場合のフルトレーラ、ポールトレーラの欄
 ・制動装置(ドラムブレーキ若しくはディスクブレーキ等)のいずれか該当しない装置の欄
 ・緩衝装置(リーフ・サスペンション又はエア・サスペンション等)のいずれか該当しない装置の欄
 ・元々装備していない装置の欄
 例) 車軸自動昇降装置(エア・サスペンション専用の装置)の欄
 ・整備月が該当しない場合の点検内容欄
 例) 3月時に点検整備して記録する場合
 制動装置/ディスク・キャリパ/機能、摩耗及び損傷:12月点検なので、3月点検時は該当しない。

2) 区分及び記号

点検結果を記載する「区分及び記号」は下表になります。(分解整備記録簿の上覧にも掲載されております。) 下表に習って記録して下さい。

区 分 及 び 記 号			
良	レ	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L

3) 記載例

「レ」マーク

点検箇所	点検内容	点検箇所	点検内容
リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	ターンのテーブル	作動状態
リーフ・サスペンション	取付部及び連結部の緩み、がた及び損傷	ターンのテーブル	亀裂、損傷及び変形
リーフ・サスペンション	ピボットの緩み及び損傷	取付ボルトの緩み	○
リーフ・サスペンション	トルク・ロッドの連結部のがた	ターンのテーブル・ピンの摩耗、変形	○
リーフ・サスペンション	スプリング運動面の摩耗	ストップ・ピンの摩耗、変形	○
リーフ・サスペンション	連結部のがた及び損傷	市販自動車	○
リーフ・サスペンション	ブラケット取付部の緩み及び損傷	配管のエア及びオイル漏れ	○
リーフ・サスペンション	エア漏れ	ディスク・ブレークの汚れ	○
リーフ・サスペンション	ベローズの損傷	オイル・リザーバ・タンクの故障	○
リーフ・サスペンション	取付部、連結部の緩み及び損傷	ブレーキの機能	○
リーフ・サスペンション	ピボットの緩み及び損傷	ブレーキ・ライニングの摩耗	○
リーフ・サスペンション	ピボットの緩み及び損傷	ブレーキ・ヘッドの機能	○
リーフ・サスペンション	スプリング・バルブの機能	作動状態	○
リーフ・サスペンション	スプリング・バルブの損傷	ブレームの亀裂、損傷及び変形	○
リーフ・サスペンション	プロテクション・バルブの機能	ドロップ・ピン・ナットの緩み	○
リーフ・サスペンション	ハイ・コントロール・バルブの機能	ドロップ・ピン・ブッシュの摩耗	○
ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	作動状態	○
ショック・アブソーバ	エア漏れ	サポート・スプリングの損傷	○
ショック・アブソーバ	アーム・ゴムクッションの摩耗	ドロップ・ストップ・ピンの摩耗、変形	○
ショック・アブソーバ	ベローズの損傷	スイング・ガイド・ピンの摩耗、変形	○
ショック・アブソーバ	取付部及び連結部の緩み及び損傷		

「/」マーク

分解整備記録簿の抜粋

- 各メーカー発行の取扱説明書等には点検要領に関する注意事項が記載されている場合がありますので、その注意事項に従って実施して下さい。
- 各メーカーの取扱説明書等には、本分解整備記録簿項目以外の項目が記載されている場合もあります。
 その場合には、本分解整備記録簿の「その他必要となった点検・整備の内容」欄に記入して下さい。
- シビアコンディションの判定基準は、下表に従って下さい。(記録簿の裏表紙にも掲載されております)

条 件	条 件 の 目 安
A 悪路(凹凸、砂利道、雪道、未舗装道路など)	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・運転者が身体に衝撃(突き上げ感)を感じる荒れた路面 ・車体が左右に振られる荒れた路面
B 走行距離が多い	事業用自動車 ・10,000Km/1ヶ月以上走行する場合
C 山道、登り降りの頻繁な走行	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・登り降りの走行が多く、ブレーキの使用回数が多い場合 ・車体が左右に振られることが多い場合
D 牽引自動車の駐車ブレーキの多用	・渋滞、荷役待ち等で駐車の手数が多く、牽引自動車の駐車ブレーキを多用(20回/日前後)する場合

(注) 上記は参考例です。取り扱い説明書等メーカーの指定に従ってください。